

阿南市要綱第74号

阿南市災害時協力井戸の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阿南市地域防災計画に基づき、地震等の災害発生時（以下「災害時」という。）に上水道等が復旧するまでの間、阿南市内（以下「市内」という。）の井戸水を安全で衛生的な生活用水として活用することにより災害時における生活用水を確保し、公衆衛生の維持を図るため、災害時協力井戸の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活用水 飲用以外のトイレ、掃除、洗濯等に使用する水をいう。
- (2) 災害時協力井戸 災害時に生活用水を確保するために、井戸水を無償で提供できる井戸として市長が指定するものをいう。

(指定の要件)

第3条 災害時協力井戸の指定要件は、次の各号に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 市内に所在する井戸であること。
- (2) 別表第1に定める水質の基準の全てを満たすこと。
- (3) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (4) 別表第2に定める井戸本体及び周囲の状況の基準の全てを満たすこと。
- (5) 災害時協力井戸として指定された日以降も井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が、生活用水を確保するための井戸として適切に管理する見込みがある井戸であること。
- (6) 災害時協力井戸として指定された後、当該災害時協力井戸の所在地等を公表することについて、所有者（所有者と管理者がそれぞれ異なる場合は所有者と管理者の双方）の同意があるものであること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件

(利用の条件)

第4条 災害時に災害時協力井戸を利用しようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 災害時協力井戸の利用は、所有者等の協力によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。
- (2) 井戸水を利用して何らかの被害を受けた場合でも、市及び所有者等はその責めを負わないことについて承諾すること。
- (3) 所有者等から災害時協力井戸に関する管理運用上の指示を受けた場合には、その指示に従うこと。
- (4) 井戸水は、飲用以外の生活用水として利用すること。

2 市長は、前項各号に掲げる事項の周知を図るものとする。

(指定の申出)

第5条 災害時協力井戸の指定を受けようとする所有者（以下「申出者」という。）は、災害時協力井戸指定申出書（様式第1号）に必要な事項を記入のうえ市長に提出し、その申出を行うものとする。ただし、所有者と管理者がそれぞれ異なる場合は、指定を受けようとするについて所有者と管理者の双方が同意した上で、申し出るものとする。

2 市長は、前項の申出があったときは、速やかに現地調査等必要な調査を行い、指定の可否を決定するとともに、申出者に対し、災害時協力井戸指定可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による指定を受けた井戸に係る申出者に対し、災害時協力井戸指定標識（様式第3号。以下「標識」という。）を交付するものとする。

(標識の掲示)

第6条 前条第3項の標識の交付を受けた者は、災害時協力井戸の所在を周知するため、玄関、外壁その他の周囲から見やすい位置に当該標識を掲示するものとする。

(仕様等の変更)

第7条 災害時協力井戸の指定を受けた者（以下「指定者」という。）は、災害時協力井戸の仕様等に変更が生じた場合は、災害時協力井戸仕様等変更届出書（様式第4号）を市長に提出し、その旨を届け出るものとする。

(指定の解除の申出)

第8条 指定者は、災害時協力井戸の指定の解除を求めるときは、災害時協力井戸指定解除申出書（様式第5号）を市長に提出し、その申出をするものとする。

（指定の解除）

第9条 市長は、前条の申出又は次の各号に掲げる事由により、災害時協力井戸の指定を解除することができ、解除する場合は、災害時協力井戸指定解除通知書（様式第6号）により、登録者に対し、指定の解除の旨を通知するものとする。

(1) 指定した災害時協力井戸が、第3条に掲げる要件を満たさなくなったと市長が判断した場合

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定を解除する必要があると認めた場合

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、災害時協力井戸の指定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）水質の基準

項 目	基 準
一般細菌	100個/mL以下
大腸菌	検出されないこと。
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
鉄及びその化合物	0.3mg/L以下
塩化物イオン	200mg/L以下
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下

pH値	5.8以上～8.6以下
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	5度以下
濁度	2度以下

別表第2（第3条関係）井戸本体及び周囲の状況の基準

項 目	基 準
井戸の立上げ	おおむね15センチメートル以上あること。
くみ上げの設備	ポンプ、つるべ等井戸水をくみ上げるための設備を備えていること。
周囲の状況	井戸水を汚染するようなものが周囲に無いこと。